

船舶事故調査報告書

令和7年2月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和6年2月17日 11時29分ごろ
発生場所	長崎県島原市島原港東方沖 島原灯台から真方位072° 1,200m付近 （概位 北緯32°47.0′ 東経130°23.7′）
事故の概要	遊漁船丸正丸は、左転中、また、プレジャーボート松風丸は、漂泊中、両船が衝突した。 丸正丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、松風丸は、操舵室左舷側窓に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和6年2月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>A 遊漁船 丸正丸、4.6トン KM3-29275（漁船登録番号）、個人所有 12.20m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、183.90kW、昭和63年6月26日 第293-39451号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 A船の外観</p> <p>B プレジャーボート 松風丸、1.7トン 292-50989長崎、個人所有 6.27m (Lr) × 2.25m × 1.00m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成27年3月 （写真2 参照）</p>

	
乗組員等に関する情報	<p style="text-align: center;">写真2 B船の外観</p> <p>A 船長A 59歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年6月14日 免許証交付日 令和5年9月11日 (令和11年7月9日まで有効)</p> <p>B 船長B 46歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年10月13日 免許証交付日 平成31年2月26日 (令和6年10月14日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 操舵室左舷側窓に破損等 (写真3、写真4参照)</p>

	 
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮高 約2.8m、潮汐 上げ潮の中央期 潮流 北流0.5～1.0ノット (kn)</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、島原港東方沖の釣り場に向け、令和6年2月17日07時00分ごろ熊本県三角港^{みすみ}を出発した。</p> <p>A船の行う遊漁は、魚群に対して潮流の上流側から釣りを始め、潮流に流されながら魚群の上方を通過し、魚群の下流側に抜けたのち、再び魚群の上流側に移動すること（いわゆる「潮上り」）を繰り返すものであった。</p> <p>船長Aは、釣り場に到着し、釣り場に数十隻の小型船舶による集団が形成されており、集団が南方から北方に流されながら釣りをしていたので、集団の南側から集団に混じり、魚群探知機で魚群の様子を見ながら、遊漁を始めた。</p> <p>船長Aは、潮上りを繰り返しながら遊漁を行い、再び魚群を外れたので、反時計回りに集団の南側に向かうこととし、操舵室の後部に渡した板に腰を掛け、操舵室のほぼ中央にある舵輪を持ち、手動操舵によって操船に当たり、集団を離れて左転し、約5knの対地速力で南進を始めた。</p> <p>船長Aは、集団の南端付近に至り、集団の南側に回り込もうと左転を始め、船首が東方を向いた頃、A船の左舷後方からA船の前路に向かって東北東進するA船より速い漁船（以下「C船」という。）を認めた。</p> <p>船長Aは、左舷方のC船に意識を向けたまま、C船に接近しないよう主機を中立運転として左転を続け、A船の船首甲板に張られていたオーニング（日よけ、雨よけ）により、体を動かして視点をずらさなければ船首方の下部が見えづらかったものの、この間、体を動かさな</p>

かった。

船長Aは、A船の船首が北東を向いた11時29分ごろ、船首方にいたB船に気付かないまま、約1～2knの速力で、左転するA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。(写真5、図1参照)



写真5 A船の船首方の見通し

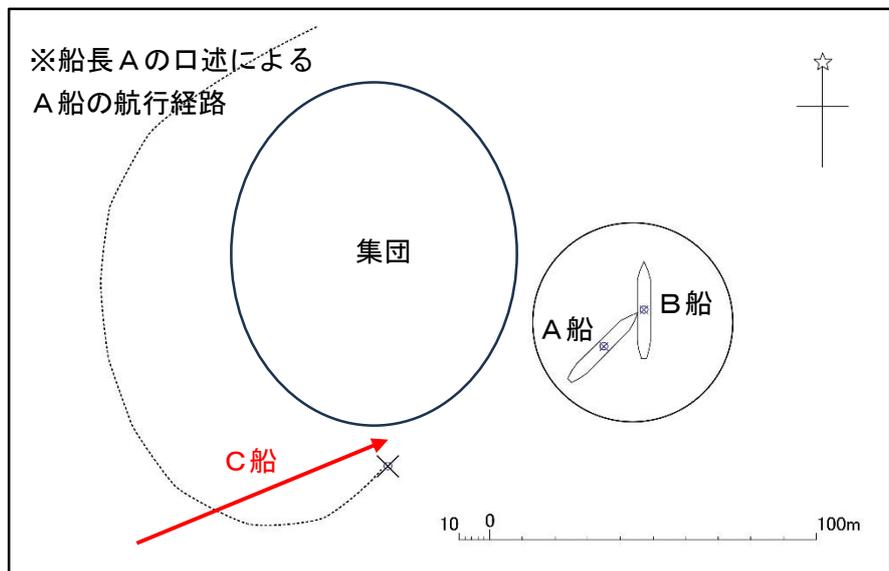


図1 事故発生経過概略図

B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、長崎県南島原市堂崎港を出発し、島原港東方沖の釣り場に到着したのち、数十隻の小型船舶の集団から少し離れた南側で、主機を中立運転とし、船首を北に向けて漂泊を始めた。

船長Bは、船体のほぼ中央にある操舵スタンドの後方に立ち、船首甲板及び船尾甲板で釣りをしている友人の状況を見ていたところ、左舷船尾方から接近するA船を認め、大声を上げたが、A船がそのまま接近を続けたので危険を感じ、主機を操作してA船を避けようとしたものの、間に合わず、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

両船は、本事故発生場所で海上保安官から事情聴取等を受けた後、それぞれ自走により帰航した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、令和元年10月に熊本県知事から遊漁船業者としての登

	<p>録を受け、約4年4か月の経験を有していた。</p> <p>B船は、汽笛を備えておらず、そのほかの有効な音響信号装置なども用意していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、島原港東方沖において、数十隻の小型船舶の集団が潮上りを繰り返している状況下、南進を終えて同集団に加わろうと左転中、船首が東方を向いた頃、船長Aが、左舷後方からA船の前路に向かって東北東進するC船に気付いて意識を向け、また、船首甲板のオーニングによって船首方に死角が生じる姿勢で左転を続け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方にいたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、島原港東方沖において、小型船舶の集団から少し離れた南側で漂泊中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れ、大声を上げ、主機を操作してA船を避けようとしたが、間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船に汽笛を備えておらず、そのほかの有効な音響信号装置なども用意していなかったことから、接近するA船を認めた際、注意喚起信号を行うことができなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、島原港東方沖において、数十隻の小型船舶の集団が潮上りを繰り返している状況下、A船が南進を終えて同集団に加わろうと左転中、B船が同集団から少し離れた南側で漂泊中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったため、接近するA船に気付くのが遅れ、避航動作をとったもの間に合わず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、航行中、一方向を見ることにとらわれず、常に全周を見渡し、見張りを適切に行うこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、船首方に見張りの妨げになる構造物等がある場合、当該構造物を撤去するか、体を動かすなど、構造物による死角を補う見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、接近する他船を認めた場合、有効な音響による信号を行うことができる手段により注意喚起信号を行い、更に他船が接近するときには自らが移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の操縦者は、汽笛を備えない小型船舶に乗船する場合、呼子笛、ガスホーンなど、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

